

# 社会保険病院等を保有している独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）の存続期間の2年延長について

## 1. RFOの存続期間を延長する必要性

- 社会保険病院等（62病院）の保有者である独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）は、現行法では本年10月1日に解散。9月30日までに何らかの法的措置が講じられない場合には、RFOの解散により病院を運営する法的根拠がなくなる事態が発生。この事態は回避する必要。
- RFOの存続期限が間近に迫る中、こうした非常事態の発生を未然に防止するため、RFOの存続期間を2年間延長する必要。

【独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法 第20条第1項】  
機構は、その成立の日から起算して五年を経過した日に解散する。

注) RFOの成立の日は平成17年10月1日のため、  
解散する日は平成22年10月1日。

## 2. 法案の内容等

- 議員立法により、RFOの存続期間を2年間延長する（平成24年9月30日まで）
- 公布の日から施行する

社会保険病院・厚生年金病院の病院長 様

病院長をはじめ、職員の皆様の日々のご尽力に、深く感謝申し上げます。

去る 8 月 6 日、RF0（年金・健康保険福祉施設整理機構）の設置期限を平成 24 年 9 月 30 日まで 2 年間延長する議員立法が成立しました。

先の通常国会で、政府提案の「独立行政法人地域医療機能推進機構法案」が廃案となり、9月末までに何らかの立法措置が講じられない場合には、現在の病院の保有者である RF0 が解散することとなり、病院の存立の法的根拠がなくなってしまう事態に至ることが危惧される状況となっていました。こういう中で、今回の立法措置は、RF0 の解散という最悪の事態を回避するため、与野党間で話し合われ、講じられたものと承知しております。

RF0 は年金や健康保険の保険料で設置された施設の譲渡を行うことにより、年金・保険財政に資することを目的とした法人ですが、病院については、他の保養施設とは異なり、地域医療に果たす機能が維持されることは不可欠ですので、その譲渡を行うに当たっても、

- ① 必要な医療機能が維持され、地域医療が確保されること
- ② 地元住民や自治体の理解が得られること

といった条件が満たされることが必要であると考えています。

また、病院間のネットワークの強化についても検討してまいります。

今後、速やかに、各病院の地元自治体に意向の確認を行う等、きめ細かくかつ丁寧に対応してまいりたいと考えております。

社会保険病院等が地域医療における必要な役割を果たし、また、医療の現場で不安や混乱が生じないよう、様々な取り組みを引き続き進めていく所存でありますので、よろしくお願ひ致します。

平成 22 年 8 月 11 日

厚生労働大臣 長妻 昭

写

厚生労働省発社保第0306001号  
平成21年3月6日

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構  
理事長 水島藤一郎 殿

厚生労働大臣 弁添要一

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における  
社会保険病院及び厚生年金病院の譲渡等について

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）の達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）第3の1に規定する厚生労働省の方針を下記のとおり定めたので通知する。

貴職におかれては、社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。）（以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等について、中期目標によるほか、この方針に沿って、地域の医療体制を損なうことのないよう十分に配慮して業務を行うよう努められたい。

記

1 機構における譲渡の基本的な考え方

機構における社会保険病院等の譲渡等に当たっては、年金資金等の損失の最小化を図ることに加え、地域の医療体制が損なわれないように十分に配慮することを基本とすること。

2 厚生労働省における譲渡対象施設の選定

厚生労働省において、地域医療の確保を図る観点に立って、各社会保険病院等が地域医療に果たしている機能を踏まえつつ、その所在する地域の地方公共団体（以下「所在地方公共団体」という。）の意見を聴取した上で、譲渡対象となる社会保険病院等を選定し、その名称を機構に通知する。

その際、所在地方公共団体から譲渡を進めるよう要望のあった社会保険病院等については、先行して譲渡を進めることとする。

### 3 機構における譲渡対象施設の取扱い

機構は、2の通知のあった社会保険病院等について、譲渡に向けた手続を開始すること。

その際、病院経営の安定性の観点から二以上の社会保険病院等を集団で譲渡することが適当である場合には、その方法により譲渡を進めて差し支えないこと。

### 4 社会保険病院等の譲渡の方法

社会保険病院等を譲渡する方法は、次のとおりとすること。

#### (1) 譲渡の相手方について

譲渡の相手方は、地方公共団体、公益性のある法人又は医療法人とすること。

#### (2) 入札の方法について

入札に当たっては、地域医療の確保を図る観点も踏まえ総合的に判断することとし、地域医療に貢献する運営について所在地方公共団体の意見も聴いた上で、一般競争入札を行うこと。

ただし、借地上にある社会保険病院等について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、一般競争入札によらず随意契約により譲渡すること。また、地方公共団体に運営を委託している社会保険病院については、当該地方公共団体との随意契約により譲渡して差し支えないこと。

#### (3) 譲渡条件について

社会保険病院等の譲渡後も維持されるべき医療機能を譲渡の条件とするに当たっては、所在地方公共団体の意見も聞きつつ、1に規定する譲渡の基本的な考え方を踏まえて条件を設定すること。

なお、厚生年金病院と連携を図っている保養ホームは、当該厚生年金病院と一体で譲渡すること。

### 5 その他

機構が社会保険病院等の譲渡等の業務を行うに当たり、この方針に定めのない事項については、1に規定する譲渡の基本的な考え方を踏まえた上で、中期目標で定めるところによること。

写

厚生労働省発社保第0306002号  
平成21年3月6日

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構  
理 事 長 水 島 藤 一 郎 殿

厚生労働大臣 弁 添 要 一

厚生労働省における譲渡対象施設の選定について

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における社会保険病院及び厚生年金病院の譲渡等について（平成21年3月6日付け厚生労働省発社保第0306001号）の記2の規定により、今般、厚生労働省において譲渡対象となる社会保険病院等を下記のとおり選定したので、通知する。

記

社会保険浜松病院（静岡県浜松市）